

藤枝市障害者福祉システムの更新および標準化対応にかかる
情報提供依頼（R F I）

令和 8 年 2 月

藤枝市 健康福祉部 障害福祉課

1 背景と目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）が、令和3年9月に施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの20業務（以下「標準化対象事務」という。）について、国が策定した標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが原則とされています。

藤枝市（以下「本市」という。）においては、障害者福祉システムが令和8年度において標準化を実施するため、特定移行支援システムとして、現行システムから標準準拠システムへの移行計画の再検討や移行費用の精査を行う必要があります。

つきましては、本市への障害福祉システム標準準拠システムの提供の可否、導入スケジュール等について、下記のとおり情報のご提供をお願いいたします。なお、本情報提供依頼（以下「本RFI」という。）においては、障害者福祉システムの更新および標準化に関する情報を収集し、最適なシステムへの移行へ向けた参考資料として活用することを目的として実施するものであり、本依頼の結果により、今後の契約等が確約されるものではないことをご了承ください。

ご多忙中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2 現行システムについて

（1）導入システム

本市において、現在稼働している障害者福祉システムは、以下のとおりです。

| システム名 | パッケージ名 | 導入事業者 |
|-----------|--------|-------------------|
| 障害者福祉システム | ふれあい | 北日本コンピュータサービス株式会社 |

（2）運用状況

各業務において、以下のとおりの業務を行っています。

① 身体障害者手帳

- ・申請状況や等級などの管理を行っています。

- ・県に進達するためのデータを作成しています。

②療育手帳

- ・申請状況や等級などの管理を行っています。
- ・県等に進達するためのデータを作成しています。

③精神障害者保健福祉手帳

- ・申請状況や等級などの管理を行っています。
- ・県に進達するためのデータを作成しています。

④国制度手当

- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の申請等の管理を行っています。

- ・手当支払用のデータを作成しています。

⑤障害福祉サービス・児童通所サービス（受給者管理）

- ・支給決定情報の管理を行っています。
- ・受給者証の発行を行っています。
- ・区分認定調査システムへの連携データを作成しています。
- ・国保連システムへの受給者台帳データを作成しています。

⑥障害福祉サービス・児童通所サービス（給付管理）

- ・サービス提供実績の管理を行っています。
- ・明細書や実績記録表の出力をしています。
- ・国保連システムへの連携データを作成しています。
- ・高額及び新高額給付費管理については、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定情報の管理を行っています。
- ・国保連システムへの連携データを作成しています。

⑦自立支援医療（更生医療）

- ・支給判定の申請情報や支給決定情報の管理を行っています。
- ・県に進達するためのデータを作成しています。
- ・システムにて受給者証等を作成しています。

⑧自立支援医療（育成医療）

- ・支給判定の申請情報や支給決定情報の管理を行っています。
- ・県に進達するためのデータを作成しています。
- ・システムにて受給者証等を作成しています。

⑨自立支援医療（精神通院医療）

- ・支給決定情報の管理を行っています。

- ・県に進達するためのデータを作成しています。

⑩ 補装具

- ・補装具申請や審査情報、支払情報などを管理しています。
- ・支給券の発行を行っています。

⑪ 特別児童扶養手当（ローカルシステム管理）

- ・受給者情報の管理を行っています。
- ・県に進達するためのデータを作成しています。

⑫ 標準化対象範囲外事務

- ・地域生活支援事業（日常生活用具含む）
- ・タクシー乗車券交付事務等の標準化対象事務ではない事務（以下「標準化対象範囲外事務」という。）についても障害者福祉システムで管理・運用しています。

⑬ データ連携

- ・住民記録情報（個人番号情報を含む）、個人住民税情報等について、共通基盤を介してデータ受信しています。
- ・障害福祉サービス利用者等の副本データを団体内統合宛名システム（MICJET番号連携サーバ）にデータ送信しています。

2 情報提供依頼内容

今回のシステム移行においては、障害者福祉システムについて、現行システムから標準準拠システムへの移行を予定しております。ただし、現行の障害者福祉システムに標準化対象外業務のシステムを含まれていることから、当該標準化対象外業務に係る機能についても情報提供を求めます。

次期障害者福祉システムでは、業務パッケージを活用するとともに、現行システムから標準準拠システムへ移行することによりシステム構築、改修および維持管理にかかる労力・コストの削減、住民サービス・住民の利便性の向上を目指しています。

（1）対象業務範囲

別紙1のとおり

（2）基本方針

ア 総務省「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順

書」に準じた工程の検討、作業項目の検討およびベンダ切替えパターンの選択等を実施します。

イ ガバメントクラウド上に搭載されている標準準拠システムに既存システムのデータ等を移行することを想定しています。

ウ 当市の現行基幹系システムは、オープン系パッケージを利用しています。システム標準化においては、連携標準、文字標準等についての検討も重要な課題です。

エ 標準化対象業務とあわせて、標準化対象外業務や、標準仕様と現行業務の差異となる機能についても対応方針の検討を進めています。標準化対象業務以外の業務システムの稼働環境、標準化対象業務とのシステム間連携についての検討も重要な課題です。

オ 当市は以下のスケジュールで令和9年4月1日稼働するため、令和8年度末までにシステム移行する予定です。

| 日 程 | 項 目 |
|----------|---------------|
| 令和8年2月上旬 | 情報提供依頼（R F I） |
| 令和8年2月末日 | 情報提供期限 |
| 令和8年4月 | 調達実施 |
| 令和8年5月 | ベンダ決定 |
| 令和9年4月 | 次期システム稼働予定 |

(3) 前提条件

ア 本市と同等の住基人口（人口10万人以上）の自治体において、該当システムを導入・保守サポートしていること。

イ 初期導入費用及び運用費用が安価であること。

ウ 利用期間を通じて確実に運用が可能なシステム、継続して運用・保守業務を提供できること。

エ 文字セットは、行政事務処理標準文字を利用すること。独自文字を利用する場合も行政事務処理標準文字に対応すること。

オ 移行方式はリフト&シフトとし、共同利用方式の場合はガ

バメントクラウド上にシステム構築する。
カ 標準準拠システム間の連携はAWS上のオブジェクトストレージサービス（Amazon S3）を利用すること。

(4) 各業務における留意事項

① 身体障害者手帳

- ・県に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

② 療育手帳

- ・県等に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

③ 精神障害者保健福祉手帳

- ・県に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

④ 国制度手当

- ・手当支払用のデータは CSV ファイル作成を予定しています。

⑤ 障害福祉サービス・児童通所サービス（受給者管理）

- ・受給者証は端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。
- ・国保連システムへの連携データは CSV ファイル作成を予定しています。

- ・区分認定調査システムへの連携はシステム間連携を予定しています。

⑥ 障害福祉サービス・児童通所サービス（給付管理）

- ・明細書や実績記録表について端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。
- ・国保連システムへの連携データは CSV ファイル作成までを予定しています。

⑦ 自立支援医療（更生医療）

- ・県に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑧ 自立支援医療（育成医療）

- ・県に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑨自立支援医療（精神通院医療）

- ・県に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑩補装具

- ・支給券は、端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑪特別児童扶養手当

- ・県に進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑫標準化対象範囲外事務

- ・標準化対象範囲外事務については、標準化対象事務と密接に関連するため、ガバメントクラウド上での稼働可否について情報提供を求めます。

- ・現行システムからデータ移行ができる必要があります。

⑬データ連携

本市の基幹系システム及び生活保護システムと連携する必要があります。連携対象業務は下表のとおりです。

連携方法は、機能別連携IDとし、ガバメントクラウド(AWS(Amazon Web Service))上のオブジェクトストレージを経由したファイル連携の想定です。

オブジェクトストレージ構築の想定は下表のとおりです。

| システム | 連携対象業務 | オブジェクトストレージ構築の想定 |
|----------|-------------------------------|---------------------------|
| 基幹系システム | 住民記録、税、 介護、児童手当、児童扶養手当 | 基幹システムの共同利用領域に構築 |
| 生活保護システム | 生活保護 | 原則として、障害者福祉システムの共同利用領域に構築 |

3 提供方法および提出期限

本件において、本市が求める情報について、様式（回答票及び情報提供書）により、御提出ください。なお、本市が求める情報は、以下のとおりです。

①アプリケーション提供方法（共同利用方式／単独利用方式）

②利用（構築）するCSP

- ③導入実績及び導入予定（本市と同等規模の自治体における標準準拠システムの稼働実績及び稼働予定）
- ④想定される構築スケジュール（上記に示した本市の移行スケジュールへの対応が可能か、困難である場合は貴社における想定スケジュール）
- ⑤標準準拠システム構築に要する費用の見積り（概算費用）
- ⑥その他提案事項
- ⑦本市が想定する運用への対応可否
- ⑧その他　可能であればご提供いただきたい資料
 - ・貴社システムの標準化対応方針が分かる資料
 - ・貴社標準準拠システムの特徴
 - ・システム内のデータ連携方法（密結合／疎結合）
 - ・システム外とのデータ連携方法（API連携／ファイル連携）
 - ・クラウドネイティブ対応（マネージドサービスの利用範囲）
 - ・標準化後のシステム運用の考え方
 - ・標準準拠システム稼働までの進め方
 - ・契約から標準準拠システム稼働までに市側が行う作業工程
 - ・講演資料、既存ユーザー向けの資料で網羅されている場合には、そのままご提供ください。今回の回答用に加工いただく必要はありません。

※上記項目全てを網羅していなくても構いません。

※回答票は令8年2月27日（金）午後5時までに「5問合せ先」まで電子メールにて御提出ください。なお、送信の旨を電話連絡してください。

4 情報提供依頼についての質問

（1）質問の方法

電子メールにて「5問合せ先」までお願いします。特に様式はありません。なお、送信の旨を電話連絡してください。

（2）質問の形式

電子メールの件名を「【質問】藤枝市障害者福祉システムの更新および標準化対応にかかるRFI（会社名）」とし、本文中に質問事項を明示してください。

(3)回答

質問いただいた電子メールに返信する形式で回答します。

5 問合せ先

〒426-8722

静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市健康福祉部障害福祉課（担当：大場）

電話番号 054-643-3111 内線 4052

Eメール shougai@city.fujieda.lg.jp

6 その他

- (1) 本RFIは、システムの導入に関する実現性を確認するための技術や予算規模について、広く情報を得るための手段であり、契約を前提としたものではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 将来の調達・契約を保証するものではありません。なお、御提供いただいた情報は、本市の調達仕様作成に当たり、利用させていただく場合があります。
- (3) 御提供いただいた内容に関して、後日問合せを行う場合があります。回答票に貴社担当者名の記載をお願いします。
- (4) 情報提供にかかる費用は、提供者の負担でお願いします。
- (5) 御提供いただいた内容は本目的でのみ使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。
- (6) 御提供いただいた資料については返却いたしません。
- (7) 御提供いただいた提案、資料等は藤枝市情報公開条例第7条第3号（平成13年条例第2号）に該当するものとして取り扱います。ただし、同号ただし書の規定により開示する場合があります。また、情報公開請求以外の場合において、他社に情報提供することはありません。

以上

別紙 1

| 業務名 | 標準化対象業務 | 標準化対象外業務 |
|-----------|--|---|
| 障害者福祉システム | 身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 自立支援医療（精神通院） 特別児童扶養手当 自立支援給付 障害児通所支援 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 補装具 自立支援（更生医療） 自立支援（育成医療） | 重度心身障害者医療費助成 地域生活支援事業 タクシー券交付 日常生活用具 自動車改造費助成 |